物流問題への対応の概要（荷主に対する規制的措置関係）

物流効率化法（物資の流通の効率化に関する法律）

（１）**全ての荷主**に対して、①**積載効率の向上等**、②**荷待ち時間の短縮**、③**荷役等時間の短縮**の**努力義務**がかかります。

（２）**一定規模以上（年間取扱貨物重量９万t以上）の荷主**に対して、①届出、②**中長期計画**の提出、③**物流統括管理者**の選任・届出、④**定期報告**の提出が**義務付け**られます。
※令和８年４月１日施行予定

※貨物自動車運送事業者、倉庫業者等にも同様の措置

貨物自動車運送事業法

（１）荷主と貨物事業者運送事業者の間の**運送契約**は、**書面で相互交付**する必要があります。

（２）無許可事業者（いわゆる**白トラック**）**を利用した荷主**には、100万円以下の**罰金**が課されます。※１年以内施行

（３）トラック事業者は、国土交通大臣が告示する**適正原価を継続的に下回る運賃**でサービス提供することが**禁止**されます。※３年以内施行。トラック・物流Gメンが荷主へも指導。

改正下請法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）

（１）規制対象に発荷主から運送事業者への**運送委託**が追加されます。
（２）禁止行為に**協議を適切に行わない代金額の決定**が追加されます。
※令和８年１月１日施行

荷主において必要な対応

◎**運送契約の見直し**
運賃（運送の対価）と**料金**（附帯作業等の対価）は分けて設定する必要があります。また、**荷待ち時間**にも料金が発生します。

◎**物流の効率化**
物流効率化法に即し、①**積載効率の向上等**、②**荷待ち時間の短縮**、③**荷役等時間の短縮**に努めてください。くわえて、トラックドライバーの労働時間規制を遵守するため、**モーダルシフト**や**中継輸送**も検討ください。

流通合理化や価格形成を推進する制度

食料システム法（食品等の持続的な供給の実現に向けた食品等事業者の事業活動の推進及び取引の適正化に関する法律）

（１）**食品等事業者**（食品製造・卸売・小売業者、外食業者等）が行う、**流通の合理化**など、食品等の持続的な供給を実現するための事業活動に対し、金融・税制等の**支援措置**を講じます。
※半年以内施行

（２）農林漁業者・飲食料品等事業者に対し、**飲食料品等の取引における**２つの**努力義務**を課します。　※１年以内施行

①　持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して取引条件の**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**

②　取引の相手方から**商慣習の見直し**等の**持続的な供給に資する取組の提案**があった場合、**検討・協力**

トラック法に基づく事業の適正化（トラック・物流Ｇメンによる是正指導）

○　貨物自動車運送事業法は、①他人の需要に応じ、②有償で、③自動車を使用して貨物を運送する事業の許可制度等を規定。安全管理や労務管理などを許可要件としている。

○　トラック・物流Ｇメンは、貨物自動車運送事業法第１条の２（平成30年の議員立法で追加）に基づき、**トラック事業者が同法に違反する原因となる行為を荷主がしている疑いがある場合に、是正指導。**

R1.7～R7.6　累計で
勧告：４件、要請：187件、働きかけ：1,668件

荷主が違反原因行為をしている疑いがあると認められる場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合

要請

要請してもなお改善されない場合

勧告・公表

（※）違反原因行為の例

長時間の荷待ち

運賃・料金の不当な据置き

無理な運送依頼

過積載運行の要求

異常気象時の運行指示

トラック法に基づく事業の適正化（標準的な運賃・運送契約時の書面相互公布）

○　国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第１条の３（平成30年の議員立法で追加）に基づき、**「標準的な運賃」を告示**。直近の改定は令和６年３月。

○　令和７年４月１日から、運送契約を締結するときは**運送・附帯業務の内容・対価などの書面相互交付**が義務化。

【標準的な運賃】

１．荷主等への適正な転嫁

＜運賃水準の引上げ幅を提示＞

- 運賃表を改定し、**平均約８％の運賃引上げ**

＜荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示＞

- 現行の待機時間料に加え、**公共工事設計労務単価表**を参考に、荷役作業ごとの**「積込料・取卸料」**を加算

待機時間料		→	1,760円
積込料・取卸料	機械荷役の場合	→	2,180円
	手荷役の場合	→	2,100円

※金額はいずれも中型車（４tクラス）の場合の30分あたり単価

- 荷待ち・荷役時間が合計２時間を超えた場合、**割増率５割**を加算
- **「有料道路利用料」を個別に明記**

２．多重下請構造の是正等

- **「下請け手数料」**（**利用運送手数料**。運賃の**10%**を別に収受）**を設定**

３．多様な運賃・料金設定等

- 共同輸配送等を念頭に、**「個建運賃」を設定**
- リードタイムが短い運送の際の**「速達割増」**（逆にリードタイムを長く設定した場合の**割引**）や、**有料道路を利用しない**ことによるドライバーの運転の長時間化を考慮した**割増**を設定
- 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等５車種の**特殊車両割増を追加**

【書面交付義務】

○　運送契約締結時に、以下の事項について記載した**書面交付を義務付け**

○　交付した書面については、その写しを**一年間保存**すること

交付書面の記載事項

①運送役務の内容・対価
②運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
③その他の特別に生ずる費用にかかる料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
④運送契約の当事者の氏名・名称及び住所
⑤運賃・料金の支払い方法
⑥書面の交付年月日

※メール等の電磁的方法でも可
※基本契約書が交わされている場合、その基本契約書に記載されている内容については省略可

独占禁止法と物流特殊指定

○　独占禁止法は、取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その**優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止**（あらゆる取引が規制対象）。

○　**物流特殊指定**（「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」）は、**荷主と物流事業者の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制**するために指定された独占禁止法上の告示（禁止行為は下請法とほぼ同じ）。

○　下請法は、一定の取引を対象とし、資本金区分を定めて、規制対象に当てはまる取引の発注者（親事業者）を「優越的地位にある」ものとして取り扱い、**下請取引に係る親事業者の不当な行為を迅速かつ効果的に規制**するもの。

荷主（特定荷主）		物流事業者（特定物流事業者）
資本金３億円超	▶	資本金３億円以下　（個人事業者を含む。）
資本金1000万円超３億円以下	▶	資本金1000万円以下（個人事業者を含む。）
取引上の地位が優越している荷主	▶	取引上の地位が劣っている物流事業者

物流特殊指定における禁止行為

①代金の支払遅延	④物の購入強制・役務の利用強制	⑦不当な給付内容の変更及びやり直し
②代金の減額	⑤割引困難な手形の交付	⑧要求拒否に対する報復措置
③買いたたき	⑥不当な経済上の利益の提供要請	⑨情報提供に対する報復措置

改正下請法（R8.1.1施行）

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1．規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

●対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

●対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。

※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

●対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

●関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

●製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
●書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
●遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
●既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

●従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

2．振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

●多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

●①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

●国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

●主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3．「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

●用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
●題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日　令和８年１月１日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

物流事業者との取引の公正化に関する注意喚起は、協同組合・食品産業で多い

○　公正取引委員会では、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づく物流特殊指定を告示し、**「荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査」**を継続的に実施。

○　2024年度における調査結果を踏まえ、独占禁止法上の問題につながるおそれのあった**荷主646社に対して注意喚起文書を送付**。最も送付が多かった業種は**「協同組合※」**。

※主に農産物、林産物及び水産物の販売事業等を営む協同組合

【注意喚起文書を送付した荷主の業種別内訳】

業種名		荷主数	割合
製造業(大分類)		303名	46.9%
	食料品製造業	49名	7.6%
	化学工業	39名	6.0%
	金属製品製造業	24名	3.7%
	プラスチック製品製造業	22名	3.4%
	鉄鋼業	20名	3.1%
	その他	149名	23.1%
卸売業、小売業(大分類)		216名	33.4%
	飲食料品卸売業	66名	10.2%
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	53名	8.2%
	その他の卸売業	39名	6.0%
	機械器具卸売業	31名	4.8%
	その他	27名	4.2%
その他		127名	19.7%
	協同組合	70名	10.8%
	その他	57名	8.8%
合計		646名	100%

【注意喚起文書を送付した荷主の行為類型別内訳】

行為類型	件数（注1）	割合
不当な給付内容の変更及びやり直し（注2）	399 件	53.4%
（うち、荷待ちに関するもの）	(372 件)	(49.8%)
代金の支払遅延	118 件	15.8%
買いたたき	96 件	12.9%
不当な経済上の利益の提供要請	59 件	7.9%
代金の減額	44 件	5.9%
割引困難手形の交付	25 件	3.3%
その他	6 件	0.8%
合計	747 件	100%

（注１）複数の行為類型で注意喚起文書の送付を受けた荷主が存在するため、合計の件数は左表の荷主数646名とは一致しない。
（注２）同一回答者が、荷待ちとともに、荷待ち以外の不当な給付内容（積載数量、発着地、集貨日等）の変更及びやり直しに該当しているものがある。

出典：公正取引委員会プレスリリース資料（令和７年６月24日）

独占禁止法上の問題につながるおそれのある主な事例

【協同組合に対する注意喚起案件事例として公表されているもの】

令和６年度

○ 不当な給付内容の変更及びやり直し

・ 荷主Ｂは、物流事業者に対し、自組合の選果場から自組合の小売店舗までの農作物の運送を委託しているところ、当該物流事業者との間であらかじめ取り決めていた出発時間について、選果場における突然の設備故障のため一方的に遅らせる変更をしたが、その変更に伴い物流事業者が負担した追加費用（待機中の運転手の人件費等）を支払わなかった。

設備の故障自体は不可抗力だとしても、**物流事業者に責が無い以上、キャンセル又は荷待ちに伴い物流事業者に生じた不利益相当分を荷主が負担**しない限り、問題につながるおそれがあります。
ただし、実質的な協議の結果、物流事業者の自由な判断で荷主に負担を求めないこととしたのであれば、直ちに上記の物流特殊指定の問題につながるものではありません。

令和５年度

○ 物の購入強制・役務の利用強制

・ 荷主Ｌは、物流事業者に対し、自身が取り扱う自動車共済保険及び定期貯金を契約するよう求めた。

令和４年度

○ 買いたたき

・ 荷主は、農産物の運送を委託するに際し、物流事業者がコスト上昇分について運賃の引上げを求めたにもかかわらず、自己の予算を理由に、協議することなく一方的に運賃を据え置いた。

取引の相手方から運賃等の見直しの交渉を求められた場合は、**協議**を行っていただき、**受け入れない場合はその理由を書面、電子メール等で回答**していただく必要があります。